

告 示

埼玉県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

首都高速道路株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・一・四号新大宮バイパス線

三 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目並びに大宮区上小町地内

ロ 使用の部分

なし

五 収用又は使用の手続が保留される事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、円阿弥三丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目及び本町東六丁目並びに大宮区上小町地内

ロ 使用の部分

なし